

審 査 基 準 整 理 票

処分名	指定居宅サービス事業者の指定		
根拠法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）		（条項）第70条
基準法令名	介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）		（条項）第70条
	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）		
	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）		
	大津市介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月22日 条例第15号）		
	大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年3月17日規則第26号）		
所管部署	健康福祉部（局） 福祉指導監査課（室）		
標準処理期間	6 0 日		法定処理期間 日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ☐全部記載 ☒一部・項目のみ記載 参 考 [根拠法令] 介護保険法 (指定居宅サービス事業者の指定) 第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。 大津市指定居宅サービス事業者等の指定等に関する規則 (指定等の申請) 第4条 法第70条第1項、第86条第1項及び第115条の2第1項の規定による指定の申請並びに法第94条第1項及び第107条第1項の規定による許可の申請は指定・許可申請書(様式第2号)により、第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定による指定の申請は指定申請書(様式第2号の2)により、そ			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。